

周南市建築物等における 木材の利用促進に関する基本方針

令和6年3月
周南市

この基本方針は、市内あるいは県内の森林から産出された木材（以下「市産材等」という。）の利用促進により地域林業及び関連産業の振興を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）（以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、山口県が定める「建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」（令和4年3月公表）に即して策定するものであり、周南市における建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

第1 建築物における木材の利用の促進の意義

森林は、水源の涵養※、土砂流出防止、地球温暖化防止など快適な生活環境の保全や林産物の供給といった多面的な機能を有している。

本市では、市域の約8割を森林が占めており、主伐期を迎えた森林が7割を占め、森林資源は充実し、木材として利用可能な時期を迎えつつあるが、林業を取り巻く経営環境の厳しさ等から荒廃した森林が増え、伐採しても再造林が行われないなどの課題もある。

こうした中、建築物における木材の利用、とりわけ市産材等の利用を促進することは、「植える→育てる→伐採する→使う→植える」というサイクル（循環利用）を通じた森林の適切な整備につながり、脱炭素社会の実現、森林の持つ多面的な機能の持続的な発揮が期待できる。また、公共建築物等に木材の利用の促進を図ることで一般住宅等における木材の利用の促進、更には建築物以外の工作物

資材や各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1. 木造建築物の設計及び施工に係る先進的技術の普及・促進等

木材の持つ断熱性や調湿性、利用者を与える温もりや落ち着きなど、木造建築物の良さが再認識されていく中で、木造建築構法※や防耐火性能等の設計・施工技術の改良や、強度等に優れたCLT（直交集成板）※や木質耐火部材等に関する技術開発などにより、木造建築物の中高層化、大規模化の可能性が広がる。

2. 公共建築物等※での木材利用

ア 木造化の促進

公共建築物の整備においては、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、可能な限り木造化を促進するものとする。

また、当該公共建築物に求められる機能の観点等から、耐火性・耐久性が求められるなど、木造化が困難と判断される次の施設等は除くものとする。

- ・ 災害時に活動拠点となる災害応急対策活動に必要な施設
- ・ 治安上又は防衛上の目的を持った施設
- ・ 危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・ 文化財を収蔵若しくは展示する施設

イ 内装等の木質化の促進

公共建築物において木造化に努めるとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、公共建築物において、可能な限り床等の内装や外構等の木質化を促進するものとする。

3. 建築用木材以外での木材の利用促進

ア 木質バイオマス材の利用促進

建築用材に適さない木材においては、燃料用途等に供するため可能な限り木質バイオマス材として活用し、利用促進に努めるものとする。

イ 備品等における木製品の利用

机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具箱等の消耗品について、木材を原材料とした製品の活用に努めるものとする。

ウ 公共土木工事等における利用

公共土木工事等においても、耐久性などの性能やコスト等を勘案の上、木材や木材を原材料とした製品等の利用促進に努めるものとする。

4. 公共建築物以外での木材の利用促進

県や市及び木材利用を促進する団体等が実施する木育活動※、森林体験学習※、里山整備活動等※における木とのふれあいや育林体験を通じて、子どもから大人まで幅広い世代で森林や木材に対する親しみや愛着を育む。

また、法第9条に規定された「木材利用促進の日（毎年10月8日）」及び「木材利用促進月間（毎年10月）」において、関連団体等とも連携し、木材利用に関するイベントの実施など、木材利用の促進について広く啓発し、理解の醸成を図るものとする。

第3 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

市は、コストや技術面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を推進するものとする。ただし、耐火性、耐久性が求められるなど、木造化が困難な施設は除くものとする。

また、全ての公共建築物について、施設利用者の目に触れる機会が多いと考えられる場所など、内装や外構等の木質化を図ることが適当と判断される部分については、内装や外構等の木質化を推進するものとする。

さらに、建築用木材以外での木材の利用促進及び公共建築物等の整備において考慮すべき事項については、第2の3 ア、イ、ウ及び第2の4のとおり促進するものとする。

第4 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1. 市の取り組み

市は、木材利用に関する情報の収集及び提供に努めるとともに、関係各課が連携し、率先して建築物における木材の利用拡大に努めるものとする。

また、県等で構成する地域県産「木材利用推進会議」を通じ、地域材の利用促

進に努めるものとする。

2. 関係者相互の連携した取り組み

市、県、林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、地域材の利用拡大が円滑に進むように互いに協力し、木材利用の促進のために必要な情報の交換や木材利用の普及啓発に努めるものとする。

用語解説

水源の涵養	渇水や洪水を緩和するとともに、河川流量を一定以上に維持し、良質な水を供給する働き。
木造建築構法	木造建築物の構造の組み合わせ方法や構造の状態を示し、建築物をどのような構造を使って設計・施工するかを意味する。
CLT（直交集成板）	「Cross Laminated Timber（クロス ラミネイティッド ティンバー（直交集成板）」の略。一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着したもので、欧米を中心に、中高層を含む木造建築物の壁や板、

階段等に利用されている。

公共建築物等 法第2条第2項に規定する公共建築物並びに法第22条にある工作物とする。

木育活動 子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組。木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを考えられる豊かな心を育む活動。

森林体験学習 小中学生等を対象に、育林作業や木工体験などを実施することにより、森林の役割や林業の重要性などの理解促進を図る活動。

里山整備活動 原生的な自然と都市との中間に位置し、農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて形成された里山の環境を、森林の伐採、利用を通じて維持する活動。

出典：林業白書

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物における木材の利用の促進に関する法律

山口県建築物等における木材利用促進に関する基本方針 より